

広報



No. 247

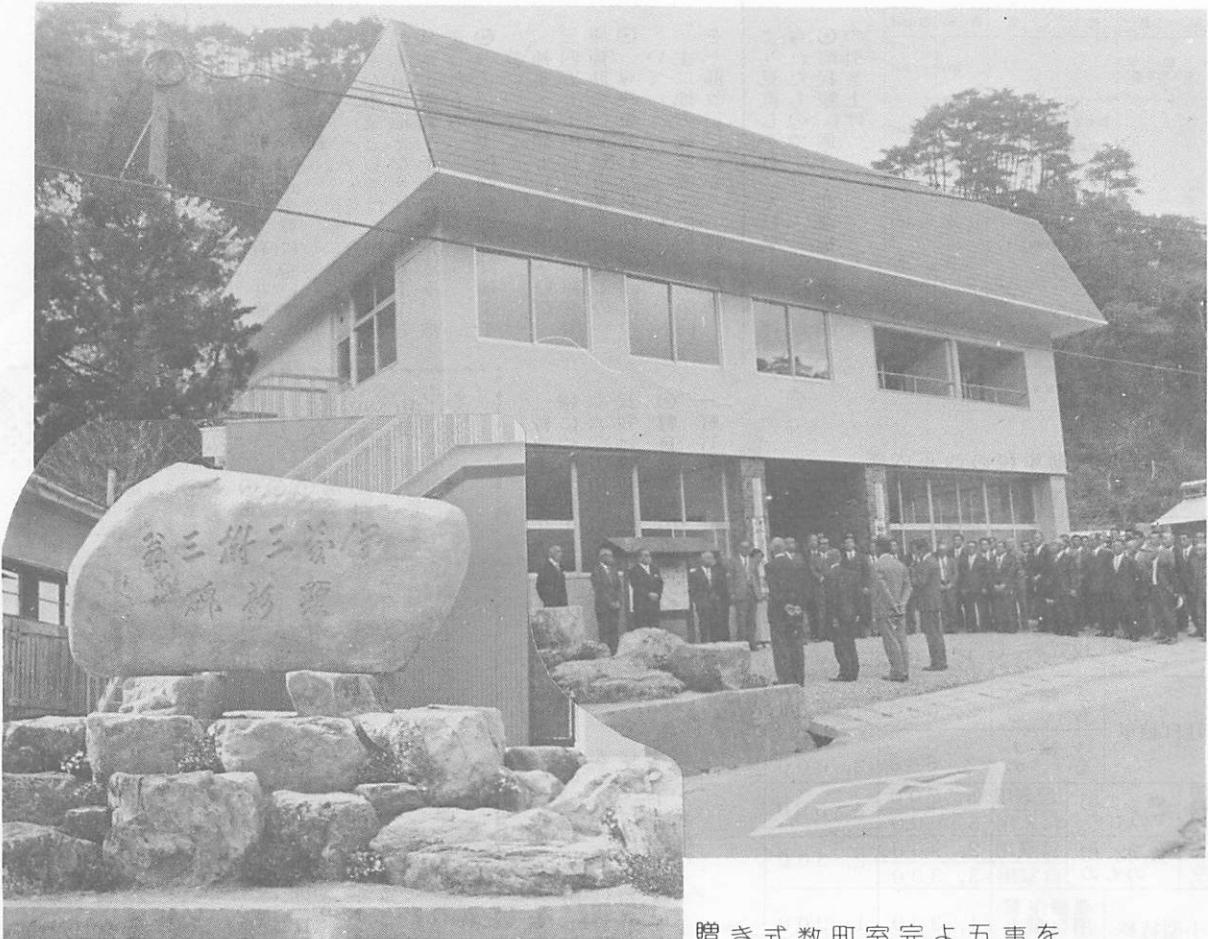
とくち

1976 5 / 7

発行者 德地町長

編集者 德地町企画室

印刷所 今澄印刷



▲柚野公民館と顕彰碑

町では、柚野支所の老朽化に伴ないこれを解体し、新しく公民館の建築を決め総工費三三千五十五万円、鉄骨一階建、延面積三五、八八一平方メートル、施工者(株)林組によつて工事が進められていましたがこの程完成し四月九日午後一時より新館一階会議室に県教育長、県議会議員、町議会議長、町議会議員、地元および工事関係者多数出席のもとに落成式が行なわれました。式は工事経過報告、町長のあいさつに引き続き施工者、設計者にそれぞれ感謝状が贈られ県教育長、県議会議員、町議会議長の祝辞があり盛大に式を終了しました。

引き続き故伊藤三樹三翁の遺徳を偲び、長年にわたる業績を永遠に残さなければと顕彰碑の建立に地元有志が発起され、柚野地区住民を中心にして地区に移られた方々、町議会議員、町職員の賛同を得て、翁と永年友好の厚かつな地元有志の方々の働きにより顕彰碑(自然石)が同公民館前庭に建てられ除幕式が行われました。

出席者一同、翁のありし日の面影を思い浮かべながら一分間の黙とうをし翁の孫にあたる伊藤千波君(柚野中三年生)の手によつて除幕が行われ翁の業績を永遠にしのぶことになりました。



“柚野公民館”落成

故伊藤三樹三翁顕彰碑 建立

地方税法の改正による

昭和51年度町税改正

物価指数三、四六倍
地方公共団体の行政
サービスの伸び等に
ついては昭和二十六年以來据え置かれて
いるもので、この間における消費者の割合
が高くなるといふのであります。

税目	種別	改正	改正前
町民税(個人均等割)		700	200
町民税(法人均等割)	資本金1億円以上(従業者数100人以上)	24,000	4,000
	資本金1億円以上(従業者数100人以下)	12,000	4,000
	資本金1,000円以上1億円以下		
	資本金1,000万円以下	7,200	2,400

① 従って県民税は300円(前100円)となりますから町民税として1,000円課税されることになります。

軽自動車税の改正内訳

種別		改正	改正前
原動機付自転車	50cc以下	年額 円 650	500
	90kg	1,000	800
	125kg	1,300	1,000
軽自動車	2輪のもの	2,000	1,500
	3輪のもの	2,600	2,000
四輪以上のもの	乗用のもの	営業用 5,200 自家用 5,900	4,500
	貨物用のもの	営業用 2,900 自家用 3,300	2,500
	小型特殊自動車	農耕作業用自動車 1,300	1,000
	その他のもの	3,900	3,000
二輪小型自動車		3,300	2,500



昭和五十一年臨時オ一回町議会を四月十三日招集、会期一日で次の議案五件、報告一件を審議可決しました。引き継ぎ議員の緊急提案として暴力追放に関する決議を行いました。提出議案内容については、次のようにです。

◎ 国民健康保険条例の一部改正について
課税限度額(一世帯当り)十二万円を十五万円に引き上げたもの
◎ 財産処分について
大字堀字二の宮、保安林八二、五一小平方メートルを中国縦貫自動車道用地として日本道路公団に売却したもの。

◎ 町民税(個人・法人)の均等割の引き上げ
本年住民税は地域の能力に応じて、広く負担するという性格をもっているものであります。
◎ 国民健康保険特別会計補正予算について
補正予算額としてはないが、三四十万円税収を減じ同額を国庫補助金に見込み補正したもの
◎ 専決処分した事件の承諾について
主に地方税法改正に伴う税条例を一部改正したもの(別項参照)
◎ 町民税(個人)非課税の限度額の引き上げ
より見直しを行った結果引き上げられたものです。
◎ 町民税(個人)非課税の限度額の引き上げ
主に地方税法改正に伴う税条例を一部改正したもの(別項参照)

障害者、老年者、未成年者、寡婦について前年の所得が七〇万円(六〇万円)以下である場合は町民税は課税しない。
(2)選挙人名簿確定の日ににおいて満20歳以上の者

としての性格を有するものとされているが、昭和四十年以来据え置かれていたが道路管理費の増加等に伴つて見直しが行われその税率をおおむね三十%程度引き上げることされた。

○ 固定資産税について

昭和五十一年度は、土地の評価替えに伴う新負担調整措置が設けられた。即ち昭和五十一年度から昭和五十三年度までについては、昭和五十年度評価額の昭和五十一年度の課税標準額に対する上昇率に応じて定める負担調整率を毎年度前年度の税額に乗じて求めとなりました。その結果、所有権の移転、地目変換、家屋等の異動がない場合おおむね農地宅地について十%、山林(原野)について二十%の税増額となる見込みであります。

議会だより

予算

町議会オ一回臨時会

十九億六千四百十六万八千円

中央小にプール建設はじまる

中央小学校プール新設工事
二、七五五万円(有)井原組
一般会計補正予算について
補正予算額

◎

八、三一六万八千円
主な事業としては、中国縦貫自動車道用地となり移転する下庄方墓地造成費と予備費を見込み、補正したもの

◎

告示の日 五月十六日
選挙期日五月二十三日
選挙権および被選挙権
選挙権(1)町内に住所を有する者(2)選挙人名簿確定の日に(1)(2)(3)選挙による委員の定数
十三人
選挙の期日において満20歳以上の者
立候補届出期間
五月十六日から五月十七日まで

◎

選挙権(1)町内に住所を有する者(2)選挙人名簿確定の日に(1)(2)(3)選挙による委員の定数
十三人
選挙の期日において満20歳以上の者
立候補届出期間
五月十六日から五月十七日まで

◎

選挙権(1)町内に住所を有する者(2)選挙人名簿確定の日に(1)(2)(3)選挙による委員の定数
十三人
選挙の期日において満20歳以上の者
立候補届出期間
五月十六日から五月十七日まで

◎

選挙権(1)町内に住所を有する者(2)選挙人名簿確定の日に(1)(2)(3)選挙による委員の定数
十三人
選挙の期日において満20歳以上の者
立候補届出期間
五月十六日から五月十七日まで

(三月三十一日)
期が六月二日満了するこ
とにより町選挙管理委員
会では次のとおり日程を
発表しました。
あるもの

町農業委員会委員の任

作の業務を営む者および同居の

親族又は配偶者で年間おおむね

60日以上耕作に従事する日数が
あるもの

(三月三十一日)
10アール以上の農地について耕
作の業務を営む者および同居の
親族又は配偶者で年間おおむね

60日以上耕作に従事する日数が

あるもの

口、戸籍の謄(抄)本
ハ、所属政党証明書
ニ、宣誓書
ホ、選舉人名簿登録証明書
ヘ、宣誓書
イ、候補者推薦届
ロ、候補者の承諾書
ハ、戸籍謄(抄)本
ニ、所属政党証明書
ホ、選舉人名簿登録証明書
ヘ、宣誓書
イ、候補者届
ロ、選舉権(1)町内に住所を有する者(2)選挙人名簿確定の日に(1)(2)(3)選挙による委員の定数
十三人
選挙の期日において満20歳以上の者
立候補届出期間
五月十六日から五月十七日まで

国民年金だより

多い額の年金を

もうためらうために

付加保険料を納めましょう

国民年金に付加年金という制度があることをご存知ですか。この付加年金というのは「多くの保険料を納めててもよいから、より高額な年金を受けたい」という強い要請に応えて設けられた制度であって、現在納めている一般保険料のほかに月額四〇〇円の付加保険料を納め、将来、老齢年金を受けるときに、その納めた期間に応じて一定の額が上積みされて支給されるものです。

たとえば、一般保険料、付加保険料とも二十五年間納めた場合

年金額は三九九、六〇〇円となり

一般保険料だけの場合（年金額は三三九、六〇〇円）に比べて付加

年金部分の六〇、〇〇〇円が上積みされています。また、年金額は年々、増額されおり、一生支給されるものです。

から、この差額も一生続くことになります。

この付加年金は一般保険料を納めておられるかたは、希望すれば

どなたでも加入できますので、もし

し、付加年金へ加入しておられないとあたがあれば、手続きは簡単で

すから、いますぐにでも町役場国民年金係へ

おたずねください。



母子相談員 有近 愛子

住所

徳地町大字堀字上佐
(36歳)

永い間、母子相談員としてお世話を下さいました「玉井忠子」さんの後任として、四月一日付で皆様のお役にたたせて頂くことになりました。

まだ未熟者で私自身悩みと、心配ごとをたくさん背負い、とても皆様に十分なお世話が出来ますかどうか不安な毎日ですが、福祉事務所、役場町民課、母子福

お問い合わせは

町役場町民課 民生第一係

電話 (2)一一一(内線)二五四一
有線 五九四一

日赤社費 募集

昭和五十年度

本年も五月一日から三十一日までの間、赤十字社費の募集が展開されることになりました。

赤十字は美しい心と力を合せて人道、公平、中立、独立、奉仕、運動をつづけています。この活動費も町民の皆様に社員となつていただき、その社費によつて成り立つております。

ただいま各部落駐在員さんを通じ社費をお願いしていますがよろしくお願いいたします。なお、社員になられた方の社費は年額三〇〇円となりました。旧社員制度による一〇〇円社員の方は三〇〇円社員に切替えていたく運動をしています。

昭和五十九年度 戦没者追悼式が行われます

町では、昭和五十九年戦没者追悼式を次のとおり行います。

○日時 五月二十一日(金)
午前九時より

昭和五十九年度 戦没者追悼式が行われます

町では、昭和五十九年戦没者追悼式を次のとおり行います。

○日時 五月二十一日(金)
午前九時より

議会を招集し直営柚野診療所を医師の現状から閉鎖することとした。その後医師会との相談の結果、より井上医院柚野診療所として開設されることになり週二回(水、木)で診療をすることになりました。

(2)設計製図 山口大学教養部
▼受験申込書の請求先 県立山口農業高等学校
山口市建築課 (山口市大手町五ー四)

県では、次の要領で二級建築士の試験を行います。

▼受付期間 五月十七日から五月二十一日まで

▼受付場所 県建築課 (山口市瀬戸一ー一)

▼受験資格 建築士法第十五条に該当するもの

▼試験日時 七月二十四日(土)
(一)学科 九時~十六時三十分
(二)設計図 九月十九日(日)
(一)試験会場 山口市
(二)設計図 九月十九日(日)
十二時~十六時三十分

延納分の納税は

五月三十一日までに

五月三十一日は所得税の納税の日といつても、これは、五十年分確定申告によつて、三月十五日までに納税額の半分以上を納め残りを延納することになった方の、その後の延納分の納税最終日のことです。

この延納分には「日歩二錢の利息税」がかかりますが、五月三十一日の納税におくれると、六月一日から滞税率がつくことになります。から、期限におくれる事のないよう納税してください。

明るく住よい町づくり

■町議会暴力追放を決議

昨年から県内各地で暴力團による暴力行為が続発しています。

県では、このよきな暴力行為を

県下から追放するための暴力追放

県民会議の設立を進めてきました

この暴力追放県民会議は県下八

ブロックに分け各支部ごとに運動

を徹底し県民総ぐるみで運動を進めようとするものです。

放決議文を決定し、町民あげて暴力追放運動をすすめ安心して生活できる住みよい環境にするため、ひとりひとりが心がけたいもので

井上医院

柚野診療所

開設

五月一日より

○送迎

串島・島地・堀

▽それぞ

詳しく述べて、各遺族にご案内

がありますので多数出席して下さい。

まだ未熟者で私自身悩みと、心配ごとをたくさん背負い、とても皆様に十分なお世話が出来ますかどうか不安な毎日ですが、福祉事務所、役場町民課、母子福

お問い合わせは

町役場町民課 民生第一係

電話 (2)一一一(内線)二五四一
有線 五九四一

町でも、この運動にそつて三月三十日山口、防府支部(山口市、防府市、秋穂町、阿東町、秋芳町、美東町、小郡町、徳地町)が結成され引き続き防府、徳地分会を結成し各関係機関、団体の協力により、明るく住みよい町にするよう運動をすすめています。

特に町議会は四月十三日暴力追放議文を決定し、町民あげて暴力追放運動をすすめ安心して生活できる住みよい環境にするため、ひとりひとりが心がけたいもので

519

昭和五十一年度

母子保健推進員 きまる



そこで、母子保健推進員制度がつくられ、町では四十七年度から本格的な活動がはじめられました。本年度の母子保健推進員は次の方々で主な活動内容をお知らせします。お気軽に相談ください。

◎ 妊産婦や乳幼児に対して、妊婦健診や乳児健診、三歳児検診育児相談や予防接種などを受けようとしています。

このすべての子供達が健康で幸福であってほしいのです、健やかな子供を生み育てるためには、両親がまず健康でなければなりません。特に母体の健康は、生まれる赤ちゃんに大きく影響します。

そこで、母子保健推進員制度がつくられ、町では四十七年度から本格的な活動がはじめられました。本年度の母子保健推進員は次のようになります。

◎ 妊産婦や乳幼児に対して、妊婦健診や乳児健診、三歳児検診育児相談や予防接種などを受けようとしています。

町体育協会では、四月二十五日堀中学校構堂に町内各チーム指導者五十数名が参加、バレーについての技術指導を受けました。この指導には防府市よりママさんバレー全国優勝チームより竹下さんを迎えて行わされました。

部落名	推進員氏名	担当地区	有線番号
深谷	宮田晋代	大字深谷	3096
関	小松孝子	大字古祖	3163
堀	大字深谷	3279	3
沖ノ原東	道下トメコ	3807	9
西大津	林敦子	大字小坂	4
上八坂	伊藤布沙子	大字八坂	5334
羽高	田中良子	大字三谷	5663
中央	高木久代	大字八坂	6044
御馬	河村八重子	大字上村	6518
夏焼	河村ナル子	大字島地	6593
西村	松村八千代	大字引谷	6583
市	玉岡光江	大字宇賀	6594
下藤木	重田沢子	大字山畑	6595
大久保	牛見静江	大字山畑	6595
横山	梅田千代子	大字野谷	6495
柚木	伊藤澄子	大字柚木	6495
姫地区	伊藤弘イエ	大字柚木	6495
遠内二区	阿部貴子	大字柚木	6495
門部落	大字柚木	大字柚木	6495
内	大字柚木	大字柚木	6495
2791	2593	2593	2593



バレーボール教室

県では、県民のみなさんを、県の施設などに御察内して、県政についてのいろいろな御意見をお聞きするため、次のとおり「目で見る県政教室」を実施しますので、多くの参加をお待ちしています。

県では、県民のみなさんを、県の施設などに御察内して、県政についてのいろいろな御意見をお聞きするため、次のとおり「目で見る県政教室」を実施しますので、多くの参加をお待ちしています。

○ 参加資格
20歳以上の一般県民で山口市防府市、小郡町、阿東町、秋穂町、徳地町に居住する方を抽選で50名案内します。

○ 参加資格
20歳以上の一般県民で山口市防府市、小郡町、阿東町、秋穂町、徳地町に居住する方を抽選で50名案内します。

○ 参加資格
ハガキに住所、氏名、年齢、職業をはつきり書いて、山口市滝町の一

〒753

県庁広報課

「目で見る県政教室」係
へお申込みください。

○ しめ切り
五月二十二日(土)

「目で見る県政教室」

参加者の募集

(当日必着のこと)

- 母子栄養食品の申請手続きをするようすすめる。
- 母子保健に関する援護を必要とする妊産婦、乳幼児等に接したとき又は相談を受けた時、町の関係職員に連絡し適切な支援をする。

○ 案内方法
県の貸切バスで案内します。

○ 参加経費
昼食代 一人二〇〇円当日いただきます。その他経費不用

○ 終了は十五時、バスで朝の集合場所まで送ります。

○ 集合場所と時間
徳地町……八時までに国鉄バ
ス防府駅前

○ 参加者の決定については、県がお知らせします。
詳しく述べては町企画室広報係、または県広報課へおたずね下さい。

家事相談のお知らせ

山口家庭裁判所では、夫婦、親子、相続、その他家庭内の問題に

ついてお困りの方々のために家事相談を行っています。

相談はすべて無料でありますし秘密は固く守られますので、どうぞ最寄りの裁判所へ遠慮なく気軽にお出でください。

相談の日時は、休祭日を除き毎日午前九時から午後四時まで、土曜日は午前九時から正午までであります。

▼ 六千七百五十円

これは、山口市周布町の生中

章子さんから、家庭教育学級の講師謝礼を社会福祉事業のためご寄付

いずれもありがとうございます。社会福祉事業のため有意義に役立せていただきます。

記事訂正のお詫び

四月号広報六頁中、国民年金の保険料が改正されたことについてこれまで一ヶ月一〇〇円からあります。誤りでしたお詫びして訂正させていただきます。

五月の税金

▼ 六七九円
町内の篤志者より寄付

一万円

大字上村宇上村の池田彦彌さんから、お子様の、故京子さんの香典返しの一部としてご寄付

防府市戸戸町の水田初男さんから、お子様の、故京子さんの香典返しの一部としてご寄付

固定資産税
軽自動車税
定期